

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会総務委員会委員長 三石 文 隆

印

### 総務委員会報告書

令和6年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

#### 委員会の活動状況

| 年 月 日              | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考         |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 6.4.4              | 正・副委員長の互選について   |             |
| 自6.4.16<br>至6.4.18 | 本庁の業務概要について     |             |
| 6.4.24             | 出先機関等の業務概要について  | 津野・檜原・いの方面  |
| 6.4.25             | 〃               | 南国・香美・高知方面  |
| 6.5.8              | 〃               | 田野・奈半利・室戸方面 |
| 6.5.9              | 〃               | 高知・四万十町方面   |
| 6.5.14             | 〃               | 高知・土佐市方面    |
| 自6.5.15<br>至6.5.16 | 〃               | 幡 多 方 面     |
| 6.5.21             | 〃               | 高 知 方 面     |
| 6.5.22             | 〃               | 高 知 方 面     |
| 6.5.23             | 〃               | 高知・香南方面     |
| 6.5.24             | 〃               | 佐川・土佐市・高知方面 |
| 6.5.28             | 〃               | 香南・安芸方面     |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 西 森 雅 和

印

危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会 報 告 書

令和6年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日              | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考        |
|--------------------|-----------------|------------|
| 6.4.4              | 正・副委員長の互選について   |            |
| 自6.4.16<br>至6.4.18 | 本庁の業務概要について     |            |
| 6.5.8              | 出先機関等の業務概要について  | 高 知 方 面    |
| 6.5.14             | 〃               | いの・高知方面    |
| 6.5.16             | 〃               | 高 知 方 面    |
| 6.5.17             | 〃               | 須崎・高知方面    |
| 6.5.21             | 〃               | 南国・安芸方面    |
| 6.5.24             | 〃               | 南国・香美方面    |
| 6.5.28             | 〃               | いの・佐川・高知方面 |
| 自6.5.29<br>至6.5.30 | 〃               | 幡 多 方 面    |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 久保 博 道

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

令和6年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日              | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考         |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 6.4.4              | 正・副委員長の互選について   |             |
| 自6.4.16<br>至6.4.18 | 本庁の業務概要について     |             |
| 6.5.8              | 出先機関等の業務概要について  | 須崎・高知方面     |
| 6.5.14             | 〃               | 安芸・室戸方面     |
| 6.5.16             | 〃               | 香美・南国方面     |
| 6.5.17             | 〃               | 佐川・いの・土佐市方面 |
| 6.5.21             | 〃               | 高知・香南方面     |
| 自6.5.22<br>至6.5.23 | 〃               | 幡 多 方 面     |
| 6.5.28             | 〃               | 四万十町・須崎方面   |
| 6.5.29             | 〃               | 高知・日高・仁淀川方面 |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 土 森 正 一

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

令和6年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日              | 審 査 又 は 調 査 事 項 | 備 考        |
|--------------------|-----------------|------------|
| 6.4.4              | 正・副委員長の互選について   |            |
| 自6.4.16<br>至6.4.18 | 本庁の業務概要について     |            |
| 6.5.9              | 出先機関等の業務概要について  | 須崎・土佐市方面   |
| 6.5.14             | 〃               | いの・佐川方面    |
| 6.5.15             | 〃               | 香美・南国方面    |
| 6.5.16             | 〃               | 安芸・芸西・香南方面 |
| 6.5.22             | 〃               | 高 知 方 面    |
| 自6.5.23<br>至6.5.24 | 〃               | 幡 多 方 面    |
| 6.5.28             | 〃               | 本山・土佐町方面   |

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会議会運営委員会委員長 今城 誠 司

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

令和6年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

| 年 月 日  | 審 査 又 は 調 査 事 項   | 備 考 |
|--------|---|-----|
| 6.4.4  | (1) 委員長の互選について<br>(2) 副委員長の互選について<br>(3) 委員席の指定について<br>(4) 執行部の組織改編に伴う説明員の追加等について<br>(5) 本会議の運営等に関する申合せ事項について<br>(6) 議員派遣について<br>(7) 議会デジタル化検討小委員会について<br>(8) その他 |     |
| 6.4.18 | (1) 議員派遣について<br>(2) その他   |     |
| 6.6.14 | (1) 6月定例会の日程及び運営について<br>(2) 議員派遣について<br>(3) 高知県都市計画審議会委員の推薦について<br>(4) 議会デジタル化検討小委員会の組織について<br>(5) その他  |     |

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について  
(令和6年2月定例会における議決に関するもの)

1 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

国の「医薬品の販売制度に関する検討会」において、医薬品の安全かつ適正な使用を確保する等の観点から現行の医薬品販売制度の課題等について議論が重ねられ（令和5年2月以降計11回開催）、本年1月12日付けで濫用等のおそれのある医薬品の販売方法について、法改正の方向性が示された。

現時点においては、省令で規定しているものは法改正を待たずして対策に着手することが検討されており、並行して薬局や店舗販売業者が薬剤師、登録販売者に対して実施する研修を充実させるなど、薬剤師、登録販売者の相談対応等のスキルアップを図る方向で検討している。

若者の居場所づくり等の施策に関して、本年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されたところであり、5月28日から意見募集（パブリックコメント）されている「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」では我が国の状況として、若年者のオーバードーズの問題が取り上げられており、関係府省庁が密接に連携して必要な対策を検討、実施する必要があるとされている。

また、孤独・孤立対策の基本方針（基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）として、若い世代からの相談しやすい文化の醸成や人間関係づくり、環境整備の推進が盛り込まれている。

2 訪問介護事業所への支援を求める意見書

国においては、介護報酬改定の影響等について、介護事業経営実態調査をはじめ、各種調査等を通じて状況の把握を行うこととしており、本年9月には介護報酬改定検証・研究調査の実施が予定されている。

3 JR四国のローカル線維持・確保を求める意見書

JR四国等のローカル線については、令和5年10月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、本年1月に全国で初めてJR西日本の芸備線で再構築協議会の設置が決定され、3月26日には第1回の協議会を開催するなど再構築に関する議論が始まっている。

しかしながら、国鉄の分割民営化による地方への影響や妥当性等の検証、経営支援策の充実等について、国での具体的な動向は現時点では明らかでない。

高知県議会議長 加 藤 漠 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の提出について

令和 6 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 6 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和 6 年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 国道 494 号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 11 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 報第 1 号 令和 5 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

議発第1号

議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に、議員を派遣することについて議会の決定を求める議案を別紙のとおり提出します。

令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 今 城 誠 司

同 田 所 裕 介

同 桑 鶴 太 朗

同 久 保 博 道

同 明 神 健 夫

同 三 石 文 隆

同 畠 中 拓 馬

同 西 森 雅 和

同 岡 田 芳 秀

同 中 根 佐 知



## 別紙

### 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）第126条の規定により、議会の決定を求める。

#### 1 南加高知県人会創立115周年記念式典等への派遣

- (1) 目的 南加高知県人会創立115周年記念式典への参加及び日系人関係施設視察等
- (2) 派遣場所 アメリカ合衆国
- (3) 派遣日 令和6年7月26日から7月31日までの間
- (4) 派遣議員 田中徹議員、橋本敏男議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

#### 2 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。

6 高人職第95号  
令和6年6月21日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県人事委員会委員長 門田 純一

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和6年6月21日付け6高議議第57号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、国の規則改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断します。

記

第 9 号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

# 議 案 付 託 表

## (総務委員会)

| 事件の番号  | 件 名   | 審 査 結 果 | 備 考 |
|--------|---|---------|-----|
| 第 1 号  | 令和6年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）                                   |         |     |
| 第 3 号  | 高知県税条例の一部を改正する条例議案  |         |     |
| 第 4 号  | 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案                          |         |     |
| 第 5 号  | 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案                              |         |     |
| 第 7 号  | 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案   |         |     |
| 第 8 号  | 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 |         |     |
| 第 9 号  | 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案   |         |     |
| 報第 1 号 | 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告   |         |     |
| 報第 2 号 | 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告   |         |     |

(危機管理文化厚生委員会)

| 事件の番号  | 件名                                       | 審査結果 | 備考 |
|--------|--|------|----|
| 第 1 号  | 令和 6 年度高知県一般会計補正予算 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。) |      |    |
| 第 2 号  | 令和 6 年度高知県工業用水道事業会計補正予算                  |      |    |
| 第 6 号  | 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案                 |      |    |
| 第 11 号 | 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案                     |      |    |

(産業振興土木委員会)

| 事件の番号  | 件名   | 審査結果 | 備考 |
|--------|--|------|----|
| 第 1 号  | 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）              |      |    |
| 第 10 号 | 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案 |      |    |

# 請 願 文 書 表

## 商 工 農 林 水 産 委 員 会

|       |  |
|-------|--|
| 請第1号  | 地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について<br><div style="text-align: right;">(環境計画推進課)</div>   |
| 要 旨   | <p>能登半島地震の惨状を知り、また4月17日に豊後水道（南海トラフ震源域内）で発生した震度6弱の強さの地震があったことで、県民の多くは地震への恐れと、原発事故が重なった原発震災への危惧を抱いたのではないかと。四国唯一の原発、四国電力伊方発電所は、愛媛県佐田岬半島の付け根に位置し、北側の瀬戸内海の沖合には日本最大の活断層中央構造線が横たわり、南側からは南海トラフ巨大地震が迫る。</p> <p>しかも、伊方原発3号機は、核兵器の材料であるプルトニウムとウランを混合した核燃料（MOX燃料）を軽水炉で核分裂させるプルサーマル発電を行っている。福島原発事故の際、地上300メートルの高さまで爆発した3号機と同じ発電方式を行っているのである。</p> <p>いつどこで地震が起きるか、専門家ですえ予測困難なこの日本列島において、自然災害は避けられなくとも、原発事故という極めて重大な結果を招く人災は二度と起こさせたくないと考える。県として県民の不安を解消すべく、大きな地震が来る前に、伊方原発3号機の運転を停止させるよう、以下の事項を請願する。</p> <p style="margin-left: 40px;">1 高知県として、県民の不安を払拭すべく、四国電力に対し伊方原発3号機の運転停止を働きかけること。</p> |
| 請 願 者 | 高知市曙町1-39-12<br>グリーン市民ネットワーク高知<br>共同代表 外京 ゆり   |
| 紹介議員  | 塚地 佐智      はた 愛      坂本 茂雄      岡田 竜平  |
| 受理年月日 | 令和6年6月26日  |

議発第2号

修正動議の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に、第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案を地方自治法第115条の3及び高知県議会会議規則第17条の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漢 様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 塚地 佐智 |
|     | 同       | はた 愛  |
|     | 同       | 細木 良  |
|     | 同       | 岡田 芳秀 |
|     | 同       | 岡本 和也 |
|     | 同       | 中根 佐知 |

別紙

第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

第1号令和6年度高知県一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「86,458千円」を「40,945千円」に、「465,649,664千円」を「465,604,151千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める  
 (抹消したのは原案、その上に記入したのが修正案)  
 (歳入)

(単位千円)

| 款      | 項     | 補正前の額       | 補正額    | 計           |
|--------|-------|-------------|--------|-------------|
| 11 寄付金 |       | 28,491      | 0      | 28,491      |
|        | 1 寄付金 | 28,491      | 0      | 28,491      |
| 歳入合計   |       | 465,563,206 | 40,945 | 465,604,151 |

(歳出)

(単位千円)

| 款      | 項        | 補正前の額       | 補正額    | 計           |
|--------|----------|-------------|--------|-------------|
| 13 教育費 |          | 96,321,219  | 0      | 96,321,219  |
|        | 3 学校費    | 63,005,481  | 0      | 63,005,481  |
|        | 6 私学等振興費 | 5,349,508   | 0      | 5,349,508   |
| 歳出合計   |          | 465,563,206 | 40,945 | 465,604,151 |



6 高財政第 143 号  
令和 6 年 7 月 5 日

高知県議会議長 加 藤 漠 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の追加提出について

令和 6 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 12 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 13 号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案

議発第3号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 西 森 雅 和 |
|     | 同       | 桑 鶴 太 朗 |
|     | 同       | 土 居 央   |
|     | 同       | 西 内 隆 純 |
|     | 同       | 弘 田 兼 一 |
|     | 同       | 畠 中 拓 馬 |
|     | 同       | 坂 本 茂 雄 |
|     | 同       | 岡 本 和 也 |
|     | 同       | 塚 地 佐 智 |

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、国におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、次の取組を促進することを強く求める。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漢

総務大臣 }  
厚生労働大臣 } 様  
共生社会担当大臣 }

議発第4号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 土 森 正 一 |
|     | 同       | 依 光 美代子 |
|     | 同       | 戸 田 宗 崇 |
|     | 同       | 上 治 堂 司 |
|     | 同       | 田 中 徹   |
|     | 同       | 明 神 健 夫 |
|     | 同       | 樋 口 秀 洋 |
|     | 同       | 橋 本 敏 男 |
|     | 同       | 中 根 佐 知 |

## 防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書

我が国では、近年、豪雨、暴風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化してきており、本年1月に発生した能登半島地震では、多くの貴い命が失われ、多数の建物が倒壊したほか、土砂崩れなどによる道路の寸断が多数発生し、救助活動や物資輸送に大きな影響を及ぼした。

また、本年4月には高知・愛媛両県で最大震度6弱を観測する地震が発生し、落石・倒木による集落孤立や、土砂崩れなどによる道路の通行止めが発生した。

こうした災害などから国民の生命・財産・暮らしを守るためには、災害に強い、強靱な国土づくりを進める必要がある。昨年6月の改正国土強靱化基本法に基づき法定化された「国土強靱化実施中期計画」の早期策定により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、切れ目のない強靱化の推進が求められている。

よって、国におかれては、発生の切迫度が高まる南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えを一段と加速させ、地域住民の貴い命を守り、助かった命をつなぐとともに、発災後の速やかな復旧・復興対策について一層の充実を図るため、国土強靱化を強力に進めていくよう、次の事項につき、特段の配慮を強く要望する。

- 1 令和6年能登半島地震などを踏まえ、既設構造物の機能強化などを推進するため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保すること。
- 3 頻発化・激甚化する自然災害に備えるため、四国8の字ネットワークの早期開通、暫定2車線区間の4車線化、計画段階評価完了区間の早期事業化などを進め、災害に強い幹線道路ネットワークを早期に構築すること。
- 4 半島地域の災害に強い道路網構築のため、本県東西に構想路線として位置づけられている「奈半利室戸道路」及び「幡多西南地域道路」の早期具体化に向けた調査に着手すること。
- 5 海岸・河川の南海トラフ地震・津波対策として、県都高知市における「浦戸湾の三重防護事業」や、頻発化・激甚化している水害を見据えた海岸における高潮・侵食対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漠

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)

} 様

議発第5号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 西 森 雅 和

## 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める 意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

よって、国におかれては、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、次の事項についての特段の取組を求める。

### 1 実施事業所が不足する地域では、十分な受入先を確保するための施策を講じること

試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

### 2 自治体によって1人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのかといった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

### 3 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受入れを認めること。

あわせて、財政的措置を含む支援策を講じること。



4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と併せて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漠

財 務 大 臣 }  
内閣府特命担当大臣 } 様  
(こども政策 少子化対策)

議発第6号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 西 森 雅 和

## 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への 支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている令和6年能登半島地震においても、多くの偽情報が発信されて、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、次の事項につき積極的に推進するよう求める。

- 1 IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 2 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

その上、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漢

総務大臣 }  
国土交通大臣 } 様  
デジタル大臣 }

議発第7号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 西 森 雅 和

## 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の 一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、国におかれては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、次の事項につき、特段の取組を実施されるよう強く求める。

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携による

リユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加 藤 漠

経 済 産 業 大 臣 }  
環 境 大 臣 } 様

議発第8号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 西 森 雅 和

## 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての 丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとした。

さらに政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等がある。

よって、国におかれては、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターPPPの導入について、次の事項につき特段の配慮を求める。

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化す



る」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加 藤 漠

国土交通大臣 }  
内閣府特命担当大臣 } 様  
(地方創生) }

議発第9号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 岡田 竜平 |
|     | 同       | 田所 裕介 |
|     | 同       | 橋本 敏男 |
|     | 同       | 坂本 茂雄 |
|     | 同       | 塚地 佐智 |
|     | 同       | はた 愛  |
|     | 同       | 細木 良  |
|     | 同       | 岡田 芳秀 |
|     | 同       | 岡本 和也 |
|     | 同       | 中根 佐知 |

## 企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を 求める意見書

政治資金規正法は「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、「政治資金の収支の公開」により、「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」（第1条）と定めている。

ところが昨年来、自民党の主要派閥による政治資金パーティー収入の不記載やキックバック、いわゆる「裏金」づくりを行っていたことが次々に明らかになり、政党及び政治家の政治資金に対する国民の不信が高まり、政治不信を招いている。

自公により強行成立させられた政治資金規正法の改正法は、再発防止、抜本的改正に背を向け、むしろ政治資金の公開を後退させるもので、政治に対する国民の信頼回復には程遠いと言わざるを得ない。

よって、国におかれては、以下により抜本的な政治資金規正法改正を行い、政治資金の透明性を図ることを求める。

- 1 企業団体献金を温存してきたことが、今回の事件をもたらしたと言っても過言ではなく、政党及び政党支部や政治家の資金管理団体への企業団体献金を禁止すること。
- 2 政党から政治家個人に対して支出される「政策活動費」は、使途も明らかにされないまま毎年数十億円もの支出が行われてきた。全ての使途を国民に明らかにできない「政策活動費」の支出は即刻廃止すること。
- 3 「裏金」づくりに使われた「政治資金パーティー券」の購入者の公表基準を、1回のパーティーで5万円に引き下げるとされたが、「政治資金パーティー券」の購入は企業団体献金の温存であり、代替手段と言われても仕方がない手法である。

したがって「政治資金パーティー」は全面禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 加藤 漠

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官

} 様

議発第10号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

提出者 高知県議会議員 土 居 央

同 横 山 文 人

同 明 神 健 夫

## 政治資金の高い透明性の確保を求める意見書

自由民主党の派閥や所属議員をめぐる政治資金収支報告書への不記載問題を受け、「政治資金規正法の一部を改正する法律案」が6月19日に可決・成立し、6月26日に公布された。

この改正法には、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げなどの再発防止策が盛り込まれた。

一方で、附則においては、政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容、政治資金に関する独立性が確保された機関による監査の在り方を含めた具体的な内容、自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外に向けた措置の在り方などの事項について協議を継続し、今後必要な措置が講ぜられるものとされたところである。

また、国会議員に月額100万円が支給される「調査研究広報滞在費」（旧文書通信交通滞在費）の使途公開に必要な関連法改正も今後の課題として残されている。

今般の政治資金問題に対しては県民から大変厳しい声が数多く寄せられており、政治に対する信頼回復に向けた取組は急務である。

よって、国におかれては、改正された政治資金規正法の遵守、同法の附則で求められた事項の早期実現、調査研究広報滞在費の使途公開等に取り組み、政治資金の高い透明性が確保されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漠

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 } 様

議発第11号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 岡田 竜平 |
|     | 同       | 田所 裕介 |
|     | 同       | 橋本 敏男 |
|     | 同       | 坂本 茂雄 |
|     | 同       | 塚地 佐智 |
|     | 同       | はた 愛  |
|     | 同       | 細木 良  |
|     | 同       | 岡田 芳秀 |
|     | 同       | 岡本 和也 |
|     | 同       | 中根 佐知 |

## 改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書

国は、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」における特例で、「国民の生命、身体又は財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するため」として、国が閣議決定を経て自治体に対し必要な指示ができる制度を地方自治法に創設した。

国と地方は、2000年の地方分権改革により、「対等・協力」の関係となり、自治体に対する国の関与のルールも法定化され、必要最小限度のものとなり、違法な事務処理をした等の場合においても、国が「是正の指示」ができるのは法定受託事務のみで、自治事務については「是正の要求」までしかできないとされた。

しかし、今回の改定では「個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合」への対処とされているが、想定される具体的な事態は明らかではなく、国の指示権を自治事務にまで一方的に拡充し、それに従うよう自治体に義務づける新たな制度をつくる立法事実はなく、議論も尽くされることはなかった。

また、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」で、「生命等の保護の措置」を講じる場合には、各大臣は閣議決定を経て自治体に対し必要な指示ができるとしており、「上下・主従」の関係の一部復活とも言える。

行使の要件である「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」を具体的に示さず、個別法改正で対応できるのではとの疑問は払拭されなかったばかりか、国の恣意的な判断による指示権の濫用のおそれがあるとして、自治体側からも「分権逆行」批判が高まっている。

武力攻撃事態での指示権発動について、政府は「想定していない」というが、改定法に除外規定はなく、現状では空港法や港湾法に基づく自治体との調整が前提だが、この手続きを飛び越え、「おそれがある」段階で強制力の行使が可能となるのではないかとの懸念は強まるばかりである。

自治事務は、地域の実情をよく理解している自治体の判断がより尊重されるべき事務であるにもかかわらず、今回の改定で自治体の指示待ちが強まる懸念もあり、2000年の分権改革で国と地方が「対等・協力」の関係になったにもかかわらず、「上下・主従」に逆戻りする危険性が大きく、地方分権改革の原則に逆行するものである。

よって、国におかれては、今回の国の指示権を創設した改定地方自治法は、地方分権に逆行し、国と地方の「対等・協力」の関係を大きく後退させ、自治事務に対する国の不当な介入を招くおそれがあるとの指摘も踏まえ、自治体との事前調整及び国会の事後検証を義務化し、自治体への指示権を濫用行使しな



いことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加 藤 漠

衆 議 院 議 長 }  
参 議 院 議 長 } 様  
内 閣 総 理 大 臣 }  
総 務 大 臣 }  
内 閣 官 房 長 官 }

議発第12号

意見書議案の提出について

令和6年6月高知県議会定例会に「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 高知県議会議員 | 塚地 佐智 |
|     | 同       | はた 愛  |
|     | 同       | 細木 良  |
|     | 同       | 岡田 芳秀 |
|     | 同       | 岡本 和也 |
|     | 同       | 中根 佐知 |
|     | 同       | 岡田 竜平 |
|     | 同       | 田所 裕介 |
|     | 同       | 橋本 敏男 |
|     | 同       | 坂本 茂雄 |

## 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

公立小中学校の児童生徒全員の給食費を無償化している自治体が、2023年9月時点で全国の3割に当たる547自治体となり、前回2017年度の調査の76自治体から約7倍化していることが文部科学省調査で明らかとなった。また、支援要件を求めるなど一部の児童生徒を対象として無償化を実施している自治体を含めると722自治体と約4割の実施率となり、学校給食費無償化が全国的な広がりを見せている。

学校給食費の無償化のメリットとして、全ての子供たちに栄養バランスのよい食事が提供できること、子供たちの食育や健康促進に寄与すること、子育て世帯の経済的な負担が軽減されること、また、給食費徴収の事務負担がなくなり教員にとっても働き方改革になること等が挙げられる。一方で、自治体の財政力によっては、無償化の際に、給食の質の低下が懸念される点はデメリットとして指摘されている。

前述の文部科学省調査は、政府が「異次元の少子化対策」の基本方針として2023年6月に発表した「こども未来戦略方針」に基づくもので、政府は調査結果を基に、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。

給食費により小中学校9年間で約48万円の負担が生じており、厳しい物価高騰が続き、出生数が連年過去最低を記録する中で、学校給食費無償化は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、給食の質を保障した全国一律の学校給食費無償化を早期に実現するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漠

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策 少子化対策  
若者活躍 男女共同参画)  
こども家庭庁長官

} 様

## 議員定数問題等調査特別委員指名案

(議席順、敬称略)

竹内 健造

田中 徹

西内 隆純

弘田 兼一

明神 健夫

武石 利彦

西森 雅和

橋本 敏男

岡田 芳秀

塚地 佐智

## 人口減少対策調査特別委員指名案

(議席順、敬称略)

上 治 堂 司

今 城 誠 司

下 村 勝 幸

土 居 央

横 山 文 人

島 中 拓 馬

寺 内 憲 資


田 所 裕 介


は た 愛


中 根 佐 知


令和6年7月5日

高知県議会議長 加藤 漠 様

高知県議会 総務委員会委員長 三石文隆 

同 危機管理文化厚生委員会委員長 西森雅和 

同 商工農林水産委員会委員長 久保博道 

同 産業振興土木委員会委員長 土森正一 

同 議会運営委員会委員長 今城誠司 

### 継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

### 記

#### 総務委員会

- 1 県行政の総合的な企画調整に関すること。
- 2 人口減少対策及び中山間対策の総合的な企画調整に関すること。
- 3 広報広聴に関すること。
- 4 デジタル化の推進に関すること。
- 5 公共交通その他運輸に関すること。
- 6 県の行政一般に関すること。
- 7 職員に関すること。
- 8 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関すること。
- 9 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 10 学校教育及び社会教育に関すること。
- 11 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 12 会計事務に関すること。

#### 危機管理文化厚生委員会

- 1 県の危機管理の総合的な調整に関する事。
- 2 消防及び防災に関する事。
- 3 産業の保安に関する事。
- 4 健康及び保健衛生に関する事。
- 5 社会福祉に関する事。
- 6 社会保障に関する事。
- 7 次世代育成に関する事。
- 8 男女共同参画に関する事。
- 9 文化振興に関する事。
- 10 国際交流に関する事。
- 11 私立学校及び大学に関する事。
- 12 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事。
- 13 文化財の保護に関する事。
- 14 電気事業及び工業用水道事業に関する事。
- 15 病院事業の運営に関する事。

#### 商工農林水産委員会

- 1 商業に関する事。
- 2 工鉱業に関する事。
- 3 計量に関する事。
- 4 労働に関する事。
- 5 農業に関する事。
- 6 主要食糧の需給調整に関する事。
- 7 林業及び森林に関する事。
- 8 自然環境の保全に関する事。
- 9 循環型社会の推進に関する事。
- 10 水産業に関する事。

#### 産業振興土木委員会

- 1 産業振興の総合的な企画調整に関する事。
- 2 地域振興に関する事。
- 3 統計に関する事。
- 4 観光に関する事。
- 5 スポーツ振興に関する事。
- 6 道路及び河川に関する事。
- 7 都市計画に関する事。
- 8 住宅及び建築に関する事。
- 9 港湾その他土木に関する事。

#### 議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事。
- 2 次期議会の会期、日程等に関する事。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事。
- 4 議長の諮問に関する事。



委員会審査結果一覧表

| 1 議案関係 | 事件  | 名 | 所管委員会       | 審査結果                                | 備考                                |
|--------|---|---|-------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 事件の番号  |   |   |             |                                     |                                   |
| 第1号    | 令和6年度高知県一般会計補正予算  |   | 総務委員会       | 修正案否決<br>原案可決<br>修正案否決<br>原案可決<br>" | 賛成少数<br>賛成多数<br>賛成少数<br>全会一致<br>" |
| 第2号    | 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算   |   | 危機管理文化厚生委員会 | 原案可決                                | 全会一致                              |
| 第3号    | 高知県条例の一部を改正する条例議案   |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第4号    | 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案                          |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第5号    | 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案                              |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第6号    | 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案  |   | 危機管理文化厚生委員会 | "                                   | "                                 |
| 第7号    | 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案   |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第8号    | 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第9号    | 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案   |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |
| 第10号   | 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案                |   | 産業振興土木委員会   | "                                   | "                                 |
| 第11号   | 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案  |   | 危機管理文化厚生委員会 | "                                   | "                                 |
| 報第1号   | 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告   |   | 総務委員会       | 承認                                  | 全会一致                              |
| 報第2号   | 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告   |   | 総務委員会       | "                                   | "                                 |

| 2 請願関係 | 事件                            | 名 | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|--------|-------------------------------|---|-----------|------|------|
| 事件の番号  |                               |   |           |      |      |
| 請第1号   | 地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について |   | 商工農林水産委員会 | 不採択  | 賛成少数 |

## 令和6年6月高知県議会定例会議決一覧表

### 1 議案関係

| 事件の番号  | 件名  | 議決結果 | 議決年月日  |
|--------|---|------|--------|
| 第1号    | 令和6年度高知県一般会計補正予算<br>〔議発第2号「令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」を否決〕           | 原案可決 | 6.7.5  |
| 第2号    | 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算   | 〃    | 〃      |
| 第3号    | 高知県税条例の一部を改正する条例議案  | 〃    | 〃      |
| 第4号    | 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案                          | 〃    | 〃      |
| 第5号    | 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案                              | 〃    | 〃      |
| 第6号    | 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案  | 〃    | 〃      |
| 第7号    | 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案   | 〃    | 〃      |
| 第8号    | 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案 | 〃    | 〃      |
| 第9号    | 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案   | 〃    | 〃      |
| 第10号   | 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案                | 〃    | 〃      |
| 第11号   | 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案  | 〃    | 〃      |
| 第12号   | 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案   | 同意   | 〃      |
| 第13号   | 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案   | 〃    | 〃      |
| 報第1号   | 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告   | 承認   | 〃      |
| 報第2号   | 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告   | 〃    | 〃      |
| 議発第1号  | 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案  | 原案可決 | 6.6.21 |
| 議発第3号  | 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案                                       | 〃    | 6.7.5  |
| 議発第4号  | 防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書議案   | 〃    | 〃      |
| 議発第5号  | 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案                                 | 〃    | 〃      |
| 議発第6号  | 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書議案                             | 〃    | 〃      |
| 議発第7号  | 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書議案                         | 〃    | 〃      |
| 議発第8号  | 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書議案                      | 〃    | 〃      |
| 議発第9号  | 企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書議案                                | 否決   | 〃      |
| 議発第10号 | 政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案  | 原案可決 | 〃      |
| 議発第11号 | 改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案                            | 否決   | 〃      |
| 議発第12号 | 学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案  | 〃    | 〃      |

## 2 請 願 関 係

| 事 件 の 番 号 | 件 名                             | 議 決 結 果 | 議 決 年 月 日 |
|-----------|---------------------------------|---------|-----------|
| 請 第 1 号   | 地震がくる前に伊方原発 3 号機の運転停止を求める請願について | 不 採 択   | 6. 7. 5   |